

2019年4月22日付 取締役会承認

INPEX グループ グローバル贈収賄・汚職防止方針

はじめに

当社グループは、日本をはじめとする世界のエネルギー需要に応じていくことで、社会にとってかけがえのないリーディングエネルギーカンパニーとなることを目指しており、グローバルに事業を展開する中で、贈収賄・汚職防止に関する法令遵守を特に重視しております。

以下は、贈収賄・汚職を一切許容しない方針を貫くための当社グループの基本的な遵守事項を定めたものであり、国内外で働く全ての当社グループ役職員に適用されます。

遵守事項

1. 当社グループは、適用される贈収賄・汚職防止に関する関係各国の諸法令（日本の不正競争防止法、米国の The Foreign Corrupt Practices Act、英国の Bribery Act、豪州の Criminal Code、インドネシアの Law on Eradication of Criminal Acts of Corruption を含みますが、これらに限られません。）を遵守します。
2. 事業の結果に不当な影響を与えるため又は事業上の不当な便宜を得るために、関係各国の公務員及びそれに準ずる者（以下「公務員等」といいます。）、政府機関、民間部門の会社、共同事業パートナー、エージェント又は私人との間で、直接又は間接を問わず、金銭、贈り物、接待その他の経済的利益の支払い、申出、約束、承認、要求又は受領は行いません。
3. ファシリテーションペイメント（通常の行政手続の円滑化のための少額の支払い）は、適用される関係諸法令において許容される例外等を除き、行いません。
4. 関係諸法令に基づき許容される場合を除いて、公務員等又は政党その他関係団体に献金をするために当社グループの資金又は資産を利用しません。
5. 贈答及び接待については、法令に適合し、かつ、社会通念の範囲にある場合を除いて、その授受は行いません。
6. 当社グループの資金又は資産を利用した寄付、後援、社会的投資等の社会貢献については、当社グループに有利となる決定を不当に引き出すこと又は事業上の利益を不当に得ることを目的としては、行いません。
7. 雇用に当たっては、業務に見合った基準と資質を満たしていることを前提に、所定の雇用手続を遵守します。候補者又はその親族が公務員等であった場合、特に当社グループの事業に影響を及ぼす立場にあったときは、適切かつ必要な対応を取ります。
8. 新規のビジネスパートナーに対しては、贈収賄・汚職リスクに関する適切かつ必要なデューデリジェンスを実施します。
9. 賄賂又はその他の不正な支出を防止するため、適正かつ正確な会計記録の作成及び適切な内部統制を確保します。
10. 贈収賄・汚職防止に係る役職員の責務について意識の浸透と理解の徹底を図るべく、定期的に研修を実施します。